

No.	分類	資産	法番 /No.	票号 /No.	概要	内容	事務用方針 / WT構成員向け確認事項	構成員回答の要否	構成員回答										事務局意見	事務局より 提問					
									A市	B市	C市	E市	F市	G市	H市	I市	K市	地方税共同機構							
4	印字	償却	帳票No.1 5.18	-	印の要否	要否について検討	償却資産申告書における「印」は不要となりました。											事務局方針のお取り扱いします。							
6	印字	償却	帳票No.9 2	-	住所又は所在地氏名又は名称	納税管理人等を想定、検討中。	【全体目】 2021年4月全国意見照会時点の帳票「92_償却資産証明書」について納税管理人等情報(住所又は所在地、氏名又は名称)を印字する必要性について確認させていただきます。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
8	印字	償却	日報票No.1 60	-	名寄せにおける償却に係る印字項目	本帳票の印字項目のうち、償却資産に係る印字項目については、納税通知書と併せて印刷通知書と併せて印刷通知書との法の整理と合わせて、再度整理する	【全体目】 納税通知書と同様、償却資産のみ名寄せ欄(補充)課税台帳が実務上必要な場合があるか教えてください。	●													●				
11	機能	償却	3.1.1	2309	大規模の償却資産フック	【団体意見】 大規模の償却資産フックについては、法第349条の4相当分については自動的に集計の上、帳票又は画面に表示されるようにしていただきたい。  【事務用の方針】 償却資産に係るシステム上の課税台帳の管理方法について、「市町村決定分、知事配分、大臣配分」を同一の課税台帳として管理している団体、それぞれ別の課税台帳として管理している団体があります。標準化すべき(データ移行の阻害要因)となっているか 確認させていただきます。 なお、それぞれの課税台帳上で管理する場合においては、「市町村決定分、知事配分、大臣配分」の各課税台帳を合算する機能を仕替える必要があるかと考えております。  【APPLIC課税F】 「市町村決定分、知事配分、大臣配分」を同一の課税台帳として管理している団体、それぞれ別の課税台帳として管理している団体がありますが、データ移行の阻害要因はなさそうです。標準化すべき(データ移行の阻害要因)となっているか 確認させていただきます。  【APPLIC課税F】 知事配分の情報は4/1を過ぎて、通常課税分は別で市町村に提供されることが多いため、実務上は別々で入力することが多いです。  【APPLIC課税F】 知事配分があるか否かを確認しながら入力する手順もあり、それぞれ別々で入力している自治体が多いです。  上記を臨みたく別々で入力して合算して課税できる機能が理想的だと感じますが必須かと書かれたところでもよいと思います。  課税台帳を1つにするか別にするかという点ではなく、(必須機能)配分を管理できる(3.1.1)、納税義務者ごとの1つで課税できる(6.2.1)、(オプション機能)配分を別で管理できる、合算して課税できる、という整理が自然かと考えます。												●	●	●	●	●	●		
17	機能	償却	3.1.1	2267	固定資産目	【団体意見】 固定資産目	APPLIC課税Fにも確認した結果、固定資産システムと収納システムで固定資産を紐づけるための項目については、標準仕様上要件化しない(どのような項目で紐づけるかは事業者のPKG仕様による)ことといたします。  【QA #113】 事業者固有の項目(例えば物件を一覧に決めるコード等)を特定しない場合は、今後、全国自治体でシステム移行の際にデータ移行の負担が発生し続けると認識しております。その上で、事業者固有の項目(例えば物件を一覧に決めるコード等)を特定したほうがよい、しないほうがよい、理由も含めてご意見を聞かせください。  【QA #170】 紐づけるための項目(固定資産システムと収納システムで固定資産を紐づけるための項目)を標準化すべきか(データ移行の阻害要因)になっているか、ご意見を聞かせください。  【APPLIC課税F】 【QA #113】 データ移行の際、標準インターフェースとなる中間標準レイアウトを使用する認識ですので、DB構成を固定してもしなくても移行費用に変わりはないと考えます。  事業者固有の項目は各社の創設工夫による便利機能のための項目でもあるため、固定するのは難しいと考えます。  【QA #170】 データ移行の阻害要因になったことはありません。																	●	
18	機能	償却	6.6.3	3431	免税点	【団体意見】 免税点 -免税点、免税点を適用して作成できること。(免税点は、前年度の資産を基に本年度試算した額で判定)	市区町村単位で免税点を設定する標準あり、資産単位(資産1130万円、資産110万円) に免税点を判定するかどうかは、承知した。 資産単位と免税点の関係は、承知していません。  【全体目】 標準の出力条件としては、特設記載しますが、この方針ではよろしいかと思います。	●															●		
27	機能	償却		2232	増減の申告書の取扱い	現年度処理に係る意見が、大津市に確認する。 その上で、ご意見の機能をオプション機能とするか検討する	3.1.7.の機能について、現年度の申告情報を基に、次年度の課税台帳を作成する際の機能であるため、要件中の「前年度」の記載を「前年度」に修正いたします。(「前年度の申告情報」を基に、現年度の課税台帳を作成するという記載でも同様の機能となりますが、土地・家屋前年の記載にあわせてお返します。)  【参考：3.1.7.修正案】 賦課決定以降、任意のタイミングで「現年度」の償却資産課税台帳をコピーし、次年度向け償却資産課税台帳を作成できること、その際、現年度申告の償却資産課税台帳のみをコピーする、現年度申告の無償の償却資産課税台帳をコピーするなどのこと。 また、現年度の償却資産課税台帳上の評価額及び減価償却率を自動で更新し、次年度向け償却資産課税台帳に設定できること。 さら、廃業や資産譲渡等により申告すべき資産を所有しなくなった事業者については、次年度向け償却資産課税台帳を作成しないようにできること。  【全体目】 その上で、機能WTで検討いたしました。全国意見照会No.2232の検討結果「増減なしの申告について、所有権名又は所有権コードにより、一括登録、更新処理ができること。」をオプション機能として追加することについては、上記要件に含まれると考えられるため削除したいと思いますが、問題ないか確認させていただきます。	●																	●

No.	分類	年度	法第 /No.	期日 /No.	概要	内容	事務用方針 / WT構成員向け確認事項	構成員回答の要否	構成員回答											事務局意見	事務局より質問		
									A市	B市	C市	E市	F市	G市	H市	I市	K市	地方税共同機構					
32	帳票	償却		97	償却資産申告書等	出力条件：増減申告と全資産申告を別々に出力できること 上記について、事務局にて再度整理する。	【全団体】 帳票WT⑥で検討いたしました。全国意見照会No.97について、出力条件として不要とする方針ですが、問題ないか確認させていただきます。	●	承認した	よろしいと考えます。	問題なし。	問題ありません	帳票WT⑥で各市が回答されているような、「出力順序の指定・任意出力の機能」が確保され、「申告方法の別で出力する/しないを選択する」運用ができるのであれば、帳票そのものを別々に出力する機能は不要と問題ないと考えます。	都では、一般申告（前年度申告資産から増減した資産を申告する形式）及び増減申告（事業者が別途計算で行い、全資産明細を提出する形式）として、封筒に封入する帳票が異なります。”出力条件：増減申告と全資産申告を別々に出力できることが、上記のものが、一般申告と増減申告で封入物を分けるという趣旨ならば、本件出力条件は必要です。	異議なし	増減申告を行う納税義務者に対しては、申告書発送時に増加資産用・減少資産用の帳票別用紙をそれぞれ封入しますが、全資産申告を行う納税義務者（のうちファミリー登録している対象者）については、納税義務者側で全資産明細を作成し提出することがあるため、申告書のみを送付しています。アウトソーシングで納品される申告書・明細書が、申告区分に応じて分類されていないと、封入作業の効率が大幅に下がります。勿論、申告区分に応じて両封物を区別しない（どの申告区分の納税義務者にも、全ての帳票を送付する。）運用すれば、問題ないかもしれませんが、紙の無駄です。全ての申告者がeTAXユーザーとなり、市から先申告データを送り紙の申告書は送らないうつになれば生じない問題であると思いますが、現状では、申告区分に応じた出力分は、まだ必要な機能ではないでしょうか。	特になし。	全資産申告と増減申告を別々に出力できる機能についてはなくても問題ありません。	■回答集計 必要：2団体 G市、I市 不要（異議なし）：8団体 A市、B市、C市、E市、F市、H市、K市、地方税共同機構	●	事務局 事務局方針のおおいたします。	(G市、I市) ・帳票出力時の山分け設定については、業務共通要件に以下のとおり要件化したしました。 実装すべき機能 「～当該帳票の出力項目以外では、帳票印刷作業の都合に合わせて、当該帳票の出力項目も用いて山分け条件やソート順を任意に設定できること。…」 実装してもしなくても良い機能 「～当該帳票の出力項目以外のデータ項目を用いて、山分け条件やソート順を任意に設定できること。…」 申告区分（全資産申告、増減申告）については、償却資産申告書及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の出力項目以外のデータ項目（申告する事業者が記入する）であるため、実装してもしなくても良い機能の中での実装（実装有無はベンダに委ねられる）と整理いたします。	
33	帳票	償却		168	大臣・知事配分一覧表	出力条件：対象となる期別を指定できること。 上記について、K市、意見照会市に必要性を確認する。 基本的には反映しない方針である。 ※E市、F市から送って必要性への回答が来る可能性あり。	【K市】 帳票WT⑥で検討いたしました。全国意見照会No.168について、「大臣・知事配分一覧表」の出力条件として「対象となる期別を指定できること。」は、不要とする方針ですが、問題ないか確認させていただきます。	●	承認した	よろしいと考えます。	問題なし。	問題ありません	異議なし。	異議なし	不要と考えます。	問題ありません。	特になし。	■回答集計 異議なし：全団体 ●事務局 事務局方針のおおいたします。					
35	機能	償却	3.1.2	2508	償却資産課税台帳の複数年度を対象とした修正（更正）処理	以下のおり、要件を修正する方針、システム上の実現可否についてAPPLICに確認。 「3.1.18.にて要件化済みの想定ですが、「前年度で入力した一品情報も過年度に複写する」の意味合いをくみ取れようとするため、以下のとおり追記したいと思います。 「過年度修正時に複数年度（現在年度含む。）を選択して、償却資産課税台帳上の情報を管理（設定・保持・修正）できること。」 「」	APPLIC既TFにも確認した結果、3.1.18.の機能を以下のとおり修正いたします。 修正前 「過年度修正時に複数年度を選択して、償却資産課税台帳上の情報を管理（設定・保持・修正）できること。」 修正後 「複数年にわたる更正の際は、現年（または過去年）に登録した情報に基づき他年度へ複写登録できること。」 <影響範囲の範囲> 償却資産において、申告課税資産等について一品情報を過年度に複写入力する機能を仕様も含めるために以下のとおり要件を修正する方針です。 これについて、仕様化された場合は実装をご検討頂ける内容か、技術的に可能な仕様となっているか、課題など、ご意見を頂戴できると幸いです。 全国意見照会時の固定資産税 機能要件3.1.18. 過年度修正時に複数年度（現在年度含む。）を選択して、償却資産課税台帳上の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <APPLIC既TF> ご指示の修正案では、操作性について制限される実現と受け取れます。複数年度に複写するの目的であるならば、「複数年にわたる更正の際は、現年（または過去年）に登録した情報に基づき他年度へ複写登録できること。」としてはいかがでしょうか。												事務局方針のおおいたします。				